

橋本市議会意見交換会実施要綱

1. 目的

市民と議会が情報や課題を共有し、意見を交換することにより相互理解を深め、市民の意思を議会活動に反映することを目的とします。

2. 対象

市内の小中学校・高等学校・区・自治会・市民サークル・各種団体等
ただし、政治団体、宗教団体、反社会的勢力と関係のある団体を除きます。

3. 人数

5名以上

4. 内容

市政に関する課題について（希望テーマを申し出てください。）

5. 場所

市内。原則、お申し込み団体で確保してください。

（※会場の確保が難しい場合はご相談ください。）

会場使用料等は申込者の負担になります。

6. 時間

お申し込み団体と協議し決定します。

開催時間は、1 時間半程度とします。

7. 進行方法

司会進行は、申込者が行なってください。

8. 申込方法

実施希望日の2カ月前までに、申込書を議会事務局まで提出してください。

（※議会開会中は実施することができません。）

9. その他

公平性の確保のため、同一団体の実施は年度につき1回とさせていただきます。

また、営利団体がその目的達成のために行う催し等に係るおそれがあると認めるときは、実施いたしません。